



# 小美玉市

## 小美玉市不妊検査・一般不妊治療補助事業のご案内

### 【対象者】

- (1) 法律上の婚姻している夫婦で、夫婦のいずれか一方が不妊検査開始日から市内に住所を有していること。
- (2) 実施夫婦の一方が、産科・婦人科・産婦人科・泌尿器科において不妊症と診断され、一般不妊治療を受けていること。
- (3) 夫婦の双方又はいずれか一方が申請日から継続して小美玉市の住民基本台帳法による住民登録をしていること。
- (4) 市税の滞納がないこと
- (5) 治療開始日における妻の年齢が35歳未満であること

### 【補助を受けられる治療内容と回数】※令和3年4月1日以降の検査・治療が対象となります。

#### ○ 治療内容

医師が必要と認めた不妊検査、一般不妊治療

※保険医療機関及び保険薬局において行った検査又は治療

※ただし次に掲げる治療は、助成の対象となりません。

- (1) 体外授精及び顕微授精によるもの(生殖補助医療補助事業の対象)
- (2) 夫婦以外の第三者からの精子、卵子または胚の提供によるもの
- (3) 夫の精子を妻以外の第三者の子宮に医学的な方法で注入して当該第三者が妻の代わりに妊娠又は出産するもの

#### ○ 年齢・補助回数

- ・不妊検査一般不妊治療に要した費用から、5万円を上限に助成。(食事代や入院費など治療に直接関係のない費用は含まれません)
- ・助成回数は、夫婦1組につき1回限り。
- ・対象の期間は夫婦それぞれの不妊検査日のいずれか早い日から1年間。

### 【申請期限】

不妊検査開始日から1年後の属する日の年度内です。ただし、やむを得ない事情により年度内に申請できない場合は、翌年度に申請することができます。

### 【申請に必要な書類】

次の書類を添えて、申請窓口にて申請してください。

- (1) 一般不妊治療を受けた医療機関が発行する領収書
- (2) 夫婦の住所地が異なる場合は、戸籍謄本のコピー
- (3) 小美玉市不妊検査及び一般不妊治療費補助金交付申請書
- (4) 不妊検査及び一般不妊治療費補助金受診等証明書  
(不妊検査、一般不妊治療を行った医療機関で記載)

### 【申請手続き】…

・こども家庭センター(小川保健相談センター内)

〒311-3436 小美玉市小川2-1

☎ 0299-56-7720

○不妊治療指定医療機関一覧

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000047346.html>

◎不妊に関するご相談

<https://www.mhlw.go.jp/content/11920000/000689250.pdf>

**お問い合わせ先:小美玉市 福祉部 こども家庭センター(母子保健係) TEL 0299-56-7720**